



いつもお世話になっております。事務所だよりの9月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

消費税の仕組み (簡易課税制度は本当に有利か?)

税金計算には計算方法を選択して届け出るといふ選択届出制度というものがあります。この届出には届出の期限があるほか、一定の条件を満たしていないと選択できないものもあります。

なお、基本的に納税額を少なく計算することが出来る場合に選択届出をしますが、自社の状況(過去及び今後)をしっかりと確認した上で選択しないと、納税額が増えてしまう結果となることもあります。

今回は消費税の代表的な選択届出制度である簡易課税制度について、制度の内容と、事前に確認して選択した方が良い場合の一例をご紹介します。

1. 簡易課税制度の内容

(1) 選択しようとする事業年度の開始日前に簡易課税制度選択届出書を提出します。

選択した場合 2年間は継続して簡易課税の方法で消費税を計算しなければいけません。

(2) 当期の2期前の課税売上高が5000万以下の場合に選択できます。

(具体例)

2期前 平成18年4月1日～平成19年3月31日

2期前の課税売上高4800万

2期前が5000万以下なら
平成20年3月31日までに(当期開始日前)
簡易課税制度選択届出書を提出すれば

当期 平成20年4月1日～平成21年3月31日

当期の課税売上高6000万

当期の課税売上高6000万について
簡易課税の方法により
消費税を計算することができる

(3) 簡易課税は売上高を次の業種に区分して、売上高のみで消費税の納税額を計算する方法です。

事業の種類	具体例	みなし仕入率
第一種事業	卸売り	90%
第二種事業	小売り	80%
第三種事業	製造・建設等	70%
第四種事業	加工賃等	60%
第五種事業	サービス・不動産賃貸等	50%

みなし仕入率とは、業種ごとの
売上に対する仕入の割合です。
実際の仕入がいくらかは関係なく
簡易課税では売上に対して
左記割合で仕入があるとみなします

(具体例)

小売業の当社は簡易課税を選択しており、当期の売上高は3150万、仕入は2100万でした。

本則課税(本来の計算) 150万 - 100万 = 50万(納税額)

簡易課税(みなし計算) 150万 - 150万 × 80% = 30万(納税額)

簡易課税なら
30万の納税で済む

2. 事前に確認して選択したほうが良い例

(具体例)

製造業を営む当社は、毎期の売上は約3150万、仕入は約1470万です。

来期より消費税を納めることになり、次の計算結果により簡易課税を選択した。

本則課税 150万 - 70万 = 80万 2年間で160万(納税額)

簡易課税 150万 - 150万 × 70% = 45万 2年間で90万(納税額)

簡易課税は2年間継続適用が条件 2年間で判定しても上記の条件のみなら簡易課税の納税額の方が70万少ない。

ただし、当社は事業拡大のため、来期に2100万の機械を購入することになっています。

この特殊な条件を上記に加味すると次のような結果になります。

本則課税 2年間160万(納税額) - 機械の消費税100万 = 60万(納税額)

簡易課税 2年間 90万(納税額)

機械購入をした場合、簡易課税を選択したことにより30万納税額が多くなってしまふ。

このほかにも、色々な状況が考えられ、不利な選択となってしまう場合もあります。
事前の打合せや過去及び今後の検討により、選択間違いのないようにしたいものです。